

# 薬液注入届

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出会社 印

下記のとおり薬液注入工事を施工しますので届出ます。

工事場所	大阪市 区 丁目 番 号
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
上記使用期間 における 使用総量	
薬液名	
注入範囲	地下 mから mまで
届出会社 担当者名及び 連絡先	担当者名 連絡先 ( )
本体工事名称	
本体工事 施工業者名 担当者名 及び連絡先	本体工事施工業者名 担当者名 連絡先 ( )

(注)・本届出には、現場見取図(A-4版)を添付すること。

- ・本届出は正1部、副3部を所管方面管理事務所まで提出すること。
- ・本届出における、届出会社は薬液注入工事を施工する会社とする。

## 薬液注人工事についての注意事項

1. 大阪市は、下水道条例第 15 条で「土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に障害を及ぼす恐れのあるものを公共下水道に投入し、または排出してはならない」と規定し、下水道施設の機能の保全について、関係市民の協力を求めています。
2. 工事現場において薬液等が、公共下水道へ流入しないように万全の措置をとってください。万一、薬液等を公共下水道へ流入させたり、不法投入したこと等により、下水道施設を損傷した場合は、下水道法第 18 条の規定により、影響区間を含め、その損傷復旧費用は全額原因者の負担となります。
3. 薬液等を公共下水道へ流入させ、公共下水道の機能の保全に障害をきたしたときは、下水道法第 45 条による罰則規定が適用されます。  
薬液等の廃液については、適切に処分するようお願いいたします。
4. 万一、薬液等を公共下水道へ流入させた場合は、早急に本市所管方面管理事務所まで連絡して下さい。

### 薬液注入届の提出先

各方面管理事務所管理課（下水企画・許認可担当）

事務所名	担当行政区	住 所	電 話 番 号
東部方面管理事務所	都島・旭・城東・鶴見 天王寺・東成・生野	城東区中浜 1-17-10 (中浜下水処理場内)	06-6969-5841
西部方面管理事務所	大正・浪速・西成 中央・西・港	西成区津守 2-7-13 (津守下水処理場内)	06-6567-6491
南部方面管理事務所	住之江・住吉・阿倍野 東住吉・平野	住之江区泉 1-1-189 (住之江下水処理場内)	06-6686-1240
北部方面管理事務所	福島・此花・西淀川区 北・淀川・東淀川	此花区高見 1-2-47 (海老江下水処理場内)	06-6462-1434